

全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会規約

第1条（名称）

当会の名称は、「全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会」とする。

第2条（目的）

当会は、我が国にカジノ賭博場を設置させないことを主たる目的として設立する。

第3条（活動）

当会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 カジノ賭博場を設置するための法案の成立に反対すること
- 2 各地方自治体におけるカジノ賭博場誘致活動に反対すること
- 3 カジノ賭博場がもたらす社会的害悪について、広く啓発すること
- 4 カジノ賭博場設置に反対する個人及び団体と連携すること
- 5 その他当会の目的を達成するために必要な諸活動

第4条（会員）

当会は、第2条の目的に賛同する個人及び団体によって構成する。

第5条（入会）

当会への入会は、入会の申出をもって行う。

第6条（会員資格の喪失）

- 1 会員は、事務局への申出をすることによって、いつでも退会することができる。
- 2 幹事会は、当会の目的に反する言動を行なった会員を除名することができる。

第7条（役員）

- 1 当会は、役員として、代表幹事、副代表幹事、幹事、事務局長、事務局次長を置く。
- 2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第8条（総会）

- 1 総会は、年1回以上開催するものとする。
- 2 代表幹事は、総会を招集する。代表幹事に事故があるときは、副代表幹事が総会を招集する。
- 3 総会は、当会の全会員をもって構成し、出席会員の過半数の議決により、決算の承認、目的の変更と解散、残余財産の処分の意思決定を行う。

第9条（幹事会）

- 1 幹事会は、役員をもって構成し、随時開催する。
- 2 代表幹事は、幹事会を招集する。代表幹事に事故があるときは、副代表幹事が幹事会を招集する。
- 3 幹事会は、当会の役員をもって構成し、出席役員過半数の議決により、当会の活動に関する事項のうち、総会の決議事項を除く事項の意思決定を行う。

第10条（会計）

- 1 当会の会計は、任意の寄付金をもって構成する。
- 2 当会の会計を管理するための口座として、次の口座を設置する。
池田泉州銀行春木支店・普通預金・口座番号3029194
口座名義人 全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会 会計 新川眞一